

生活保護制度等の充実を求める意見書（案）

厚生労働省及び政府の社会保障制度審議会生活保護制度基準部会では、現在の生活保護基準が一般の低所得世帯と比較して実態に合わなくなっているとの理由から、生活保護基準の見直しと称して現行の生活保護基準の切り下げが検討されています。

憲法25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を送る権利を有する」と定めていますが、現在の保護水準をもってしてもこの精神を実現するにはかなりの困難を伴っているのが現状です。さらに最近の労働者の置かれている現状や家族構成等を考えれば多数に上る働く貧困層の救済を検討することこそが急務です。真のセーフティネットの構築のために下記の点に留意していただくことを強く求めます。

記

1. 生活保護基準の引き上げを行ない、少なくとも現行保護基準の切り下げは行わないこと。
2. 生活保護受給者の医療を受ける権利を保障するために、生活保護医療受給者証を発行し、受診医療機関の制限や受診時の一部負担金の導入は行わないこと。
3. 稼働年齢層の生活保護受給者に対する就労指導は、受給者の特性を尊重して行なうこと。
4. 生活保護受給のための申請権を保障するために、親族の扶養義務を強化する制度変更は行わないこと。
5. ホームレス状態の生活保護申請者に対して受け入れのできる緊急入居施設を各都道府県に設置すること。
6. 生活保護受給者が制度からの自立をより可能にするために、最低賃金の引き上げを行なうこと。
7. 高齢者が安心した老後を過ごせるために、最低保障年金制度を確立、制定すること。
8. 最後のセーフティネットとしての生活保護制度を必要な場合誰もが受けられるようにできる新たな制度を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

奈良県広陵町議会

平成24年9月26日

内閣総理大臣	野田 佳彦	様
厚生労働大臣	小宮山 洋子	様
財務大臣	安住 淳	様
法務大臣	滝 実	様